

公民館はこんなところ

公民館は、教育基本法・社会教育法に基づいて設置された教育機関です。
市内に在住・在勤・在学の方々が気軽に集まって話をしたり、学習したりできるところです。
具体的には

- ・主催事業、共催事業（講座・コンサート等）
- ・グループ活動や集会への学習室の提供、備品の貸出し
- ・市民の学習要求に応じた相談業務やグループ活動への支援
- ・グループ活動等のためのコピー機や印刷機の使用

※コピー機・印刷機の使用は、有料です。

公民館を利用するには

市内には5つの公民館が設置されており、それぞれに学習室や和室があります。
公民館は、会員の半数以上が市内在住・在勤・在学者で構成された2人以上のグループが利用できる場です。市外の団体や個人及び宗教団体、営利目的の活動では利用できません。自主グループやPTA、自治会など社会教育法の目的にあった活動は、無料で利用できます。
市内に事業所を持つ企業の内部の会議、私塾の発表会、チャリティコンサート等で利用の場合は、有料で利用できます（学習室等の使用料金については、職員にお尋ねください）。

部屋の申込み

- 施設を利用する団体は、団体登録の手続きが必要です。
既に登録している団体も、1年に一度のグループカードの更新が必要です。
公民館で団体登録をされた団体に、公共施設予約システムで公民館予約のために使用する利用者番号（利用者ID）とパスワードを発行いたします。
※市民センターを利用したい団体は、市民センターで登録をお願いします。
- 部屋の申し込みは、原則公共施設予約システムにて、各団体で行ってください。
公共施設予約システムは、東大和市役所公式ホームページからアクセスできます。
予約方法など詳しいことは、窓口で配布している公民館の予約マニュアルを参照してください。
- 広く市民の方に参加を呼びかける公開学習会を行う場合は、4か月前から施設予約を受け付けます。
団体が直接、使用したい公民館へお問い合わせください。

※中央公民館ホールの年に一度のイベントや行事等の催し物利用については、原則4か月前から受け付けます。
利用月の4か月前の月初めに行っている「中央公民館ホール先行予約会」のスケジュール等については、窓口やホームページにてご確認ください。また、4か月前先の空き状況は公共施設予約システムでは確認できません。各団体で中央公民館までお問い合わせください。

公民館の休館日：毎週月曜日・年末年始（12月28日～1月4日）
公民館施設の利用時間：午前9時～正午、午後1時～5時、午後6時～9時30分
窓口受け付け時間：火曜日～土曜日（祝日を除く）の午前8時30分～午後5時15分
（部屋の予約時間：火曜日～土曜日（祝日を除く）の午前9時～午後5時）

東大和市立

こう　　みん　　かん

公民館

利用案内

公民館は…

住民の自由なたまり場です
住民の集団活動の拠点です
住民にとっての「私の大学」です
住民による文化創造のひろばです

公民館は、教育基本法・社会教育法に基づいて設置された市民のための教育機関です。

東大和市には1971年（昭和46年）に公民館が誕生しました。

市内には5つの公民館があります。

「グループ活動」と「塾・教室」のちがいは？

公民館では、手芸、合唱、絵画など様々な学習活動が行われており、これらの活動グループのことを「自主グループ」と呼んでいます。ただし、指導者（先生）中心の「塾」では、公民館の学習室を利用することはできません。

「グループ活動」と「塾」との違いは、会の運営の主体が指導者なのか会員なのかで区別しています。指導者（先生）が中心となって会の運営をしているのは「塾」と判断し、公民館を利用することはできません。

●自主グループとは

- 会の半数以上を占める固定した会員がいること
- 会員の総意でグループが運営されていること

●会費

- 会員の総意で決めた会費をグループに払う・・・グループ
- 毎月一定の額の月謝を先生に支払う・・・塾

●「運営」の具体的な内容とは

- ・活動内容の決定
- ・指導者の選定、依頼
- ・責任者（代表者）の選出
- ・会費、指導者への謝礼の決定
- ・会員募集の決定

●責任者と指導者は別であること



グループ活動に参加したい場合は？

『こうみんかんだより』（奇数月1日発行）の「掲示板」に会員募集記事が掲載されています。窓口・電話での相談も随時行っております。お気軽に職員にご相談ください。

公民館図書室をご利用ください

狭山公民館と蔵敷公民館には図書室があり、児童書・実用書・小説などの蔵書があります。是非、ご利用ください（東大和市立図書館利用カードは使用できません）。

- 閲覧日・・・火曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く）
 - 閲覧時間・・・午前9時～午後5時
 - 貸出日時・・・毎週金曜日の午前9時30分～午後5時（祝日、年末年始をのぞく）
 - 貸出冊数及び期間・・・1人1回2冊まで、2週間借りられます。
- ※ はじめて借りる際は、登録が必要です。「貸出登録票」に名前、住所、電話番号等の必要事項を記入していただきます。

公民館保育室はこんなところ

公民館保育室は、幼い子を持つ親たちが公民館活動に参加しやすいようにつくられた子どもたちを保育する場所です。

子どもにとって社会生活の場・成長の場となるように、大人同士が協力し合い、大人自身も成長し、共に学習し合うのが公民館保育室です。

市内には5つの公民館があります。

保育室を設置しているのは、中央・南街・上北台の3館です。

★ 保育室開室時間・・・火曜日～日曜日 午前9時～午後9時30分

★ 保育室へ入室できるのは・・・0歳（9ヶ月を経過している）から就学前の子ども

例：1月1日生まれの子は同年の10月1日以降から入室可能
なお、感染症等にかかっている場合等は入れません。

（定員：中央16人 南街12人 上北台12人）

★ 保育する人は・・・保育士資格がある人、保育に関する知識及び経験がある人

〔概ね子ども4人に1人の保育者、0歳児は概ね子ども3人に1人の保育者
なお、保育人数が4名以下でも原則保育者は2名必要です。1人保育は行いません。〕

★ 利用に必要なのは・・・「保育室使用申請書」「入室する子どもと保育者の名簿」

★ 保育室を利用するには・・・

- ・保育室利用自主グループに参加する。
- ・公民館主催の保育付の講座や事業に参加する（こうみんかんだより、市報等で広報）。
- ・「新たにグループをつくりたい」「会議で保育が必要になった」「保育付きで講演会を実施したい」などのような場合でも保育室を利用できます。

★ 保育室利用者懇談会（保育室を考える会）・・・

保育室のよりよい運営のために、利用者・保育者・公民館の3者で保育室のあり方や子どものこと、大人の活動のあり方などについて話し合い、学び合う場です。

「保育室を考える会 中央」、「保育室を考える会 南街」、「保育室を考える会 上北台」という名称です。詳しくは、各公民館へお尋ねください。



市内公民館の問い合わせ先

	TEL	FAX
中央公民館	042-564-2451	042-563-5934
南街公民館（南街市民センター内）	042-564-2771	042-590-7010
狭山公民館	042-565-2700	042-565-2858
蔵敷公民館	042-566-0551	042-566-0552
上北台公民館（上北台市民センター内）	042-567-2691	042-567-3365